

# 「常時介護を必要とする状態」の判断基準について

# 常時介護を必要とする状態に関する判断基準

※介護休業は2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある対象家族を介護するための休業で、常時介護を必要とする状態については、以下の表を参照しつつ、判断することとなる。

「常時介護を必要とする状態」とは、次のいずれかに該当するものとする。

- 第1表の事項欄の歩行、排泄、食事、入浴及び着脱衣の5項目のうち、全部介助が1項目以上及び一部介助が2項目以上あり、かつ、その状態が継続すると認められること。
- 第2表の行動欄の攻撃的行為、自傷行為、火の扱い、徘徊、不穏興奮、不潔行為及び失禁の7項目のうちいずれか1項目以上が重度又は中度に該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

第1表

態様 事項	1 自分で可	2 一部介助	3 全部介助
イ 歩行	・杖等を使用し、かつ、時間がかかっても自分で歩ける	・付添いが手や肩を貸せば歩ける	・歩行不可能
ロ 排泄	・自分で昼夜とも便所ができる ・自分で昼は便所、夜は簡易便器を使ってできる	・介助があれば簡易便器でできる ・夜間はおむつを使用している	・常時おむつを使用している
ハ 食事	・スプーン等を使用すれば自分で食事ができる	・スプーン等を使用し、一部介助すれば食事ができる	・臥床のまま食べさせなければ食事できない
ニ 入浴	・自分で入浴でき、洗える	・自分で入浴できるが、洗うときだけ介助を要する ・浴槽の出入りに介助を要する	・自分でできないので全て介助しなければならない ・特殊浴槽を使っている ・清拭を行っている
ホ 着脱衣	・自分で着脱ができる	・手を貸せば、着脱できる	・自分でできないので全て介助しなければならない

第2表

行動	程度	重度	中度	軽度
イ 攻撃的行為		・人に暴力をふるう	・乱暴なふるまいを行う	・攻撃的な言動を吐く
ロ 自傷行為		・自殺を図る	・自分の体を傷つける	・自分の衣服を裂く、破く
ハ 火の扱い		・火を常にもてあそぶ	・火の不始末が時々ある	・火の不始末をすることがある
ニ 徘徊		・屋外をあてもなく歩きまわる	・家中をあてもなく歩きまわる	・ときどき部屋内でうろうろする
ホ 不穏興奮		・いつも興奮している	・しばしば興奮し騒ぎたてる	・ときには興奮し騒ぎたてる
ヘ 不潔行為		・糞尿をもてあそぶ	・場所をかまわず放尿・排便をする	・衣服等を汚す
ト 失禁		・常に失禁する	・時々失禁する	・誘導すれば自分でトイレに行く

# 老人ホームへの入所措置等の指針について

昭和六十二年一月三十一日 社老第八号 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省社会局長通知

○老人ホームへの入所措置等の指針について

〔昭和六十二年一月三十一日 社老第八号  
各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省社会局長  
通知〕

老人ホームへの入所措置の基準

## 2 特別養護老人ホーム

法第十一条第一項第二号の規定により、老人を特別養護老人ホームに入所させ、又は、入所を委託する措置は、当該老人が、次の(1)に該当し、かつ、(2)又は(3)のいずれかの事項に該当する場合に行うものとする。

事項	基準
(1) 健康状態	入院加療を要する病態でないこと。 伝染性疾患を有し、他の被措置者に伝染させる恐れがないこと。
(2) 日常生活動作の状況	入所判定審査票による日常生活動作事項のうち、全介助が一項目以上及び一部介助が二項目以上あり、かつ、その状態が継続すると認められること。
(3) 精神の状況	入所判定審査票による痴呆等精神障害の問題行動が重度又は中度に該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。 ただし、著しい精神障害及び問題行動のため医療処遇が適当な者を除く。

老人ホーム入所判定審査票

氏名	明治 大正 昭和	年 月 日 (満 歳)	男・女
住所	身体障害者手帳 有 ( 級 ) ・無		障害名
1 身体及び日常生活動作の状況			
(1) 身体状況		(2) 日常生活動作の状況	
ア身長	cm	ア歩 行	ア自分で可 イ一部介助 ウ全介助
イ体重	kg	イ排 泄	ア自分で可 イ一部介助 ウ全介助
ウ視 力	ア普通 イ弱視 ウ全盲	ウ食 事	ア自分で可 イ一部介助 ウ全介助
エ聴 力	ア普通 イやや難聴 ウ難聴	エ入 浴	ア自分で可 イ一部介助 ウ全介助
オ言 葉	ア普通 イ少し不自由 ウ不自由	オ着脱衣	ア自分で可 イ一部介助 ウ全介助
カ歯 磨	ア無 イ有 (程度 )		
キおむつ 使用	ア無 イ有 (昼夜、夜のみ)		
2 健康状態			
3 精神の状況			
(1)性 格	ア 朗らか イ 親しみやすい ウ 几帳面 エ こり性 オ 自分のことを気にしやすい カ 人にとけこめない キ すき嫌が多い ク わがまま ケ 頑固 コ 短気 サ 無口 シ 融通がきかない		
(2)対人関係	ア 拒否的である イ 普通 ウ 協調的である		
(3)精神状態	ア 正 常 イ 精神障害あり ウ 痴 呆 ① 記憶障害 a 重 度 b 中 度 c 軽 度 ② 失見当 a 重 度 b 中 度 c 軽 度 (1) 心気症状 (2) 不安 (3) 焦 燥 (4) 抑うつ状態 (5) 興奮 (6) 幻 覚 (7) 妄想 (8) せん妄 (9) 睡眠障害		

(4)問題行動	ア攻撃的行為	ウ軽度 (1)中度 (2)軽度	オ不穏興奮	ウ軽度 (1)中度 (2)軽度	
	イ自傷行為	ウ軽度 (1)中度 (2)軽度	カ不潔行為	ウ軽度 (1)中度 (2)軽度	
	ウ火の扱い	ウ軽度 (1)中度 (2)軽度	キ失 禁	ウ軽度 (1)中度 (2)軽度	
	エ徘徊	ウ軽度 (1)中度 (2)軽度			
4 家族の状況					
氏 名	続柄	年 齢	備 考		
5 住居の状況					
6 経済的状況 (市町村民税等の課税状況)					
生計中心者の氏名	ア 生活保護法による被保護世帯 イ 市町村民税非課税世帯 ウ 市町村民税課税世帯 (1)均等割 (2)所得割 エ 所得税課税世帯				
7 総合判定					
(1)医診による判定	日常生活動作(2)作による判定	精神状況(3)(問題行動)による判定	経済的状況(4)による判定	家族及び住居(5)の状況による判定	(6)総合判定
ア要 入 院 イ要 通 院 ウ入院の必要なし	ア要 入 院 イ特別要 入 院 ウ老人ホーム入所の対象外	ア難しい問題行動あり (要入院) イ問題行動あり ウ要 入 院 の 対 象 (4)特別要 入 院 の 対 象 ウ問題行動なし	ア要 入 院 の 対 象 イ要 入 院 の 対 象 ウ要 入 院 の 対 象 エ要 入 院 の 対 象	ア要 入 院 の 対 象 イ要 入 院 の 対 象 ウ要 入 院 の 対 象	ア要 入 院 の 対 象 イ要 入 院 の 対 象 ウ要 入 院 の 対 象 エ老人ホーム入所の対象外



〔作成上の留意点〕

- 1 「身体及び日常生活動作の状況」、「精神の状況」、「家族の状況」、「住居の状況」及び「経済的状況」欄は福祉事務所又は町村において記入すること。
- 2 「身体及び日常生活動作の状況」及び「精神の状況」欄は、「要領1」及び「要領2」により該当事項に○印を付すこと。
- 3 「健康状態」欄は、新規入所者については老人保健法による健康診査の記録票（写）等を、入所中の者については当該施設の健康管理に関する記録（写）を添付すること。
- 4 痴呆性老人について医療処遇の要否の判断が必要な場合は保健所等の精神科医の診断書を添付すること。
- 5 「家族の状況」及び「住居の状況」欄は、訪問調査を行い記入すること。  
また、「家族の状況」欄は、特に介護者の健康状態を記入すること。
- 6 「経済的状況」欄は、課税台帳等により確認のうえ記入すること。
- 7 「総合判定」欄は、入所判定委員会等の判定結果に基づき記入すること。

（要領1）

「日常生活動作の状況」欄は次の状態を参考として記入すること。

事 項	1 自 分 で 可	2 一 部 介 助	3 全 介 助
ア歩 行	○ 杖等を使用し、かつ、時間がかかっても自分で歩ける。	○ 付添が手や肩を貸せば歩ける。	○ 歩行不可能（ねたきり）
イ排 泄	○ 自分で昼夜とも便所できる。 ○ 自分で昼は便所、夜は簡易便器を使っている。	○ 介助があれば簡易便器でできる。 ○ 夜間はおむつを使用する。	○ 常時おむつを使用している。
ウ食 事	○ スプーン等を使用すれば自分で食事ができる。	○ スプーン等を使用し、一部介助すれば食事ができる。	○ 臥床のままで食べさせなければ食事ができない。
エ入 浴	○ 自分で入浴でき、洗える。	○ 自分で入浴できるが、洗うときだけ介助を要する。 ○ 浴槽の出入りに介助を要する。	○ 自分でできないので全て介助しなければならない。 ○ 特殊浴槽を利用している。
オ着脱衣	○ 自分で着脱ができる。	○ 手を貸せば、着脱できる。	○ 自分でできないので全て介助しなければならない。

（要領2）

精神の状況の(3)精神状態の「痴呆」欄及び「(4)問題行動」欄は次の状態を参考として記入すること。

(1) 痴呆

	重 度	中 度	軽 度
ア記憶障害	自分の名前がわからない 寸前のことも忘れる	最近の出来事がわからない	物忘れ、置き忘れが目立つ
イ失見当	自分の部屋がわからない	時々自分の部屋がどこにあるのかわからない	異つた環境におかれると一時的にどこにいるのかわからなくなる

(2) 問題行動

	重 度	中 度	軽 度
ア攻撃的行為	他人に暴力をふるう	乱暴なふるまいを行う	攻撃的な言動を吐く
イ自傷行為	自殺を図る	自分の身体を傷つける	自分の衣服を裂く、破く
ウ火の扱い	火を常にもてあそぶ	火の不始末が時々ある	火の不始末をすることがある
エ徘徊	屋外をあてもなく歩きまわる	家中をあてもなく歩きまわる	ときどき部屋内でうろうろする
オ不穏興奮	いつも興奮している	しばしば興奮し騒ぎたてる	ときには興奮し騒ぎたてる
カ不潔行為	糞尿をもてあそぶ	場所をかまわず放尿、排便をする	衣服等を汚す
キ失 禁	常に失禁する	時々失禁する	誘導すれば自分でトイレに行く

# 要介護状態について

- 現在の要介護状態は、介護保険制度施行前に、「身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なもの」(老人保健法第11条)が入所する特別養護老人ホームの入所基準を参考に設定されたところであり、施設介護を行うか、在宅介護を行うか方針決定を念頭に基準が設定されていた。
- しかし、現状では介護開始時時点で、**84.3%**の介護者が、要介護者の介護を在宅で行っている。

## 在宅介護・施設介護の割合(主たる介護者)

